

2015年3月26日

各位

株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
株式会社近畿大阪銀行

「結婚・子育て支援信託」の取扱開始について

りそな銀行（社長 東 和浩）、埼玉りそな銀行（社長 池田 一義）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）は、2015年4月1日より、りそな銀行が持つ信託機能を活用した「結婚・子育て支援信託」の取扱いを開始いたします。

この商品は、平成27年度税制改正において「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されることを前提にご提供するものです。

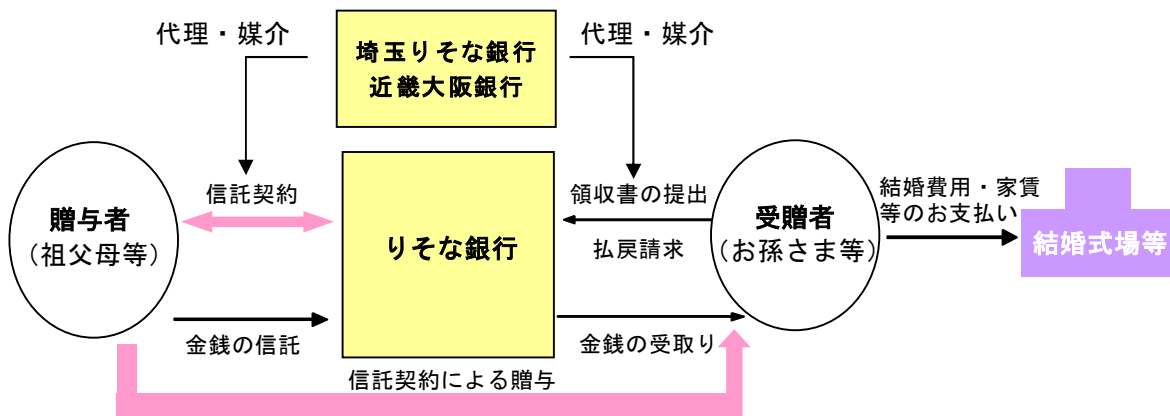
埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行は、りそな銀行の信託契約代理店として取扱います。

- **国内最多チャネル、りそなグループ約600か店での取扱い**
商業銀行としての店舗網を活かし、全国の高齢者から現役世代への資産移転をサポートします。
- **結婚・子育てに関する資金贈与が非課税になる新サービス**
祖父母や親が資産を早期に移転、子や孫の結婚・出産・育児を後押しできます。

（「結婚・子育て支援信託」の商品ポイント）

- ① 1,000万円まで非課税で結婚資金、子育て資金の贈与ができます（結婚費用は300万円までが非課税の対象です）。
- ② 対象となるのは平成31年3月31日までの贈与です。
- ③ お支払いにあたっては、結婚・子育ての支払いに充当したことを証する書類（領収書等）の提出が必要です。
- ④ 受贈者（お孫さま等）は20歳以上50歳未満の方が対象です。
- ⑤ 受贈者が50歳になった時点で信託は終了となります。終了時の残余財産は贈与税の課税対象となります。

（仕組み図）



以上

別紙

【商品概要】

項目	内容
1. 商品名	結婚・子育て支援信託(合同運用指定金銭信託) (愛称)りそなの「結婚・子育て信託」
2. ご利用者	個人
3. 信託の概要	結婚・子育て費用を直系尊属である委託者から受益者に贈与する信託です。 結婚・子育て費用に限り1,000万円まで非課税で贈与することができます。
4. 期間	契約時から受益者の50歳の誕生日の前日まで
5. 運用の方針	合同運用指定金銭信託は、利息等の安定的な収入の確保により、信託財産の成長を図ることを運用の基本方針とします。
6. 預入金額	最大1,000万円まで
7. 払戻し	法令等で定められる結婚・子育て資金*を支払い *支払時に法令で定められる領収書等を提出
8. 中途解約	不可
9. 予定配当率	・お預入れ(ご継続)日に店頭に表示する5年ものの予定配当率を適用します。 ・お預入れ後、適用する予定配当率は原則として3月および9月の各26日に 変更し、当日の店頭に表示する予定配当率を同日以降適用します。
10. 配当の支払い	毎年3月と9月の各26日にあらかじめ指定いただいた方法によりお支払いします。
11. 信託報酬	運用収益から予定配当額(予定配当率と信託金の元本により計算される額) を差し引いた金額とし、各決算毎(年2回、3月・9月の25日)に申し受けます。
12. 元本補填契約等	貸出金や有価証券発行先の信用状況または有価証券等信託財産に属する資産 の値動きの状況等により、信託金の元本に欠損が生じた場合には、りそな銀行 が元本を補てんします。ただし、りそな銀行に預金保険法に定める保険事故 等が発生した場合には履行できない場合があります。
13. 預金保険適用	この信託の元本は、預金保険制度の対象となります。